

立田中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(2) 基本的な認識

- ア 「いじめの芽」「いじめの兆候」も「いじめ」と認識して対応する。
- イ いじめを受けた生徒の立場に立った親身の指導を行う。
- ウ いじめた生徒の生育背景にも十分に目を向ける。
- エ いじめの周りにいた生徒への指導も十分に行う。
- オ 学校・家庭・教育関係諸機関・地域社会等が連携しそれぞれの役割を果たす。

2 いじめ問題について

(1) 指導の計画

ア 指導の重点

- (ア) 命を大切に作る心、人を思いやる心をあらゆる場を通して育てる。
- (イ) 教育相談アンケートや教育相談活動を定期的・計画的に実施する。
- (ウ) 未然防止・早期発見・早期解決に努める。
- (エ) 情報モラル教育を進める。
- (オ) 校内の指導体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

イ 対策の概要

(ア) 校長のリーダーシップ

校長のリーダーシップの下で、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

校長・教頭・生活指導主事等は、様々な事例の対応について学級担任等へ指導・助言する。校長・教頭・生徒指導主事等は、その対応状況等について逐次報告を受け、その解決に至るまで適切にフォローする。

相談体制について

- ・ スクールカウンセラーによる相談活動（週1日）実施
- ・ 生活アンケート（記名式年6回）実施
- ・ 定期相談活動（年6回：生活アンケート後）実施し、追跡調査を行う。

(イ) 校内研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施する。

(ウ) 外部機関との連携

a 教育委員会との連携

様々な事例について常に速やかに教育委員会に報告をする。その都度教育委員会の指導助言を受け適切な対応に努める。

b 外部諸機関との連携

様々な事例について必要に応じて児童相談所・警察等の外部諸機関と情報を共有し、常に連携をしながら適切な対応に努める。

(2) 具体的な対応

ア 未然防止に向けて

(ア) いじめを許さない生徒を育てる教育活動の充実

道徳教育や体験活動を充実させ、豊かな人間性を育む教育を推進することで、人権感覚や人権意識を高める。

学級活動や教科指導で、友達の考えや思いを受け入れたり、自分の考えを見つめなおしたりする場面を設定することで自己理解や他者理解を深める。

a いじめを題材とした道徳の授業を実施する。

- b 外部機関講師を招き、「いのちの授業」を行い、体験的な活動で思いやり・生命・人権を大切にする指導に努める。
- c 学級会活動や班活動で、生徒が自主的・実践的に活動ができるよう工夫する。
- d 「対話を重視した道徳の授業」を活用して、自己理解や他者理解をできるような場面を設定する。

(イ) 教職員の力量向上

傾聴的な態度や積極的なコミュニケーションで、生徒一人ひとりの内面理解を深める。内面理解を図りながら、心を開くことができる人間関係づくりに努める。

- a 生徒に一方的に叱責したり注意したりするだけの指導とならないようにする。
- b 気軽な声をかけを繰り返す、日頃から生徒と触れ合う機会を多くもつ。
- c どの生徒に対しても、「よさ」をみつけ「認めること」「ほめること」を心がける。
- d 生徒の家庭環境等を配慮し個に応じた対応を行う。

イ 早期発見に向けて

(ア) 日常の生活

- a 登校後・授業中・休み時間・給食中・清掃中などで気になる様子に目を配る。

(イ) アンケート調査

- a 学校独自に作成した「生活アンケート」（記名式）を年6回実施する。

(ウ) 教育相談

- a 定期的に年6回、「生活アンケート」を受け、教育相談を実施する。
- b 必要に応じて随時追跡調査を実施する。

(エ) いじめ問題に対応する年間指導計画(別紙参照)を作成

(オ) 保護者や地域からの情報

- a いじめ問題に対する学校の方針や取組を保護者や家庭に周知する。
- b 保護者との連絡を密にとる。
- c P T A・学校評議員・民生児童委員等からの情報収集する。

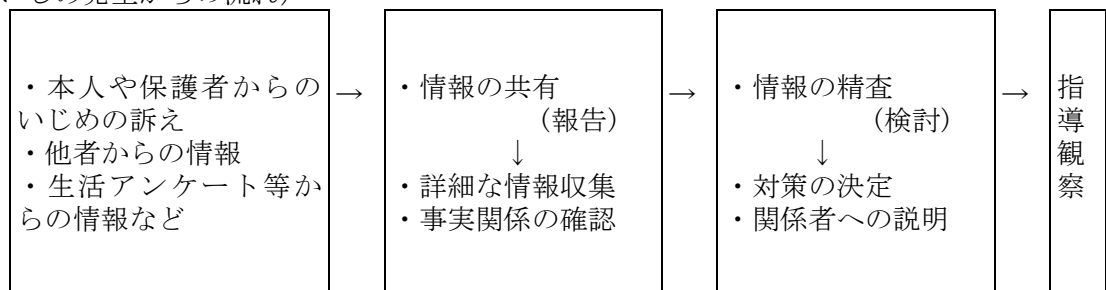
(カ) 学級内の人間関係を客観的に捉える。

学級集団分析『Q-Uテスト』を年2回実施し、客観的な資料として活用し、その都度学習会を行って人間関係の把握に努める。

(キ) いじめの判断

いじめの判断については、双方の生徒の人権に配慮し慎重かつ迅速に実態把握を行う。情報は、全職員で共有し十分に検討する。特に、本人や保護者からの訴えがあった事案については個人で判断するのではなく、校長に報告し校長の指示のもとで学校として対応する。

(いじめ発生からの流れ)



ウ いじめの解決に向けて

(ア) 正確な実態把握・情報収集

- a プライバシーに配慮しながら、関係する生徒（被害者・加害者）や周囲の生徒からいじめの実態を聞き取り記録をする。個々に聞き取りをすることを原則とする。
- b 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(イ) 対応

- a 学校組織として指導のねらいや方法を明確にする。
- b 全職員の共通理解を図る。
- c 関係する生徒・保護者等と対応する教職員の役割分担の確認をする。
- d 教育委員会や教育関係諸機関と連携を図る。

(いじめを受けた生徒への対応)

① 受容・傾聴・共感の立場

- ・ 必ず解決させるという強い意志を表す。
- ・ 仕返しなどの不安感を取り除き支援の姿勢を示す。
- ・ 生徒の立場に立って理解し、信頼関係をつくり、精神的苦痛を共感的に理解する。
- ・ 悩みを自分だけで抱え込ませず、必ず保護者・兄弟姉妹・教職員・友達・相談員など誰かに相談することの大切さを指導する。

- ・ 「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を指導する。
 - ・ 寄り添う気持ちで、共に解決方法を考える。
 - ・ 友人関係に気を配り、様々な場面で具体的な行動しかたを相談する。
 - ・ 教師全体が生徒の毎日の生活をしっかりと見守る。
- ② 事実の確認
- ・ 信頼関係の中で事実確認を行う。
- ③ 緊急の対応
- ・ 生徒本人及び保護者の希望や同意により、別室での登校や緊急避難等の弾力的な対応を行う場合もある。
- (いじめを受けた生徒の保護者への対応)
- ① 事実確認
- ・ 保護者の話を共感的に受け止める。
 - ・ 相談内容を真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 学校の方針について理解を求める
- ・ 毅然とした態度でいじめ解決に取り組む姿勢を示す。
 - ・ 学校として徹底的に、生徒を守り支援していくことを伝える。
 - ・ いじめ解決に向けた具体的な手立てを提示し理解を求める。
 - ・ 加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら協力を得るようにする。
- ③ 家庭との連携を強化
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を正確に保護者に伝える。
 - ・ いじめ解決に向けた取組の進捗状況を常に伝える。
 - ・ 学校での生徒の様子を常に家庭に連絡する。
 - ・ 家庭での生徒の様子を常に保護者から聞き出す。
 - ・ 必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行うなど継続的に保護者と連携する。
 - ・ 場合によっては、緊急の対応についても相談する。
- (いじめた生徒への対応)
- ① 事実確認
- ・ いじめられた生徒の聞き取りをもとに事実確認を行う。
 - ・ いじめた生徒の生育歴や人権に配慮する。
- ② 指導の留意点
- ・ いじめは許されない行為であると理解させる。
 - ・ いじめを行った背景にも留意しつつ指導に当たる。
 - ・ 自分が加害者であるということを悟らせる。
 - ・ いじめに至った自分の心情等を振り返らせ、今後の言動について考えさせる。
 - ・ 指導後も、心の成長となるような関わりを続けていく。
- ③ 緊急の対応。
- ・ 一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること場合がある。
 - ・ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめた生徒に対し出席停止の措置を講じたり、適切な関係機関の協力を求め厳しい対応策をとることもある。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については早急に警察等の外部機関と連携し指導する。
- (いじめた生徒の保護者への対応)
- ① 事実確認
- ・ 学校が把握した事実と経過を冷静に伝える。
 - ・ 子どもがいじめをしたという自覚があるか確認する。
- ② 学校の取組の説明
- ・ 学校の今後の方針を説明し理解・協力を得る。
 - ・ いじめを与えた生徒にへの対応について話し合う。
- ③ 家庭における取組
- ・ いじめられる側の心情を十分に説明し、今後の人生や生き方などについて一緒に考えてもらう。
 - ・ 今後の保護者の言動が、子どもの成長に大きく影響することを説明する。
- (いじめの周りにいた生徒への対応)
- ・ 周りにいる者も、いじている者への暗黙の是認となり、関係になることやいじめられている者にとって、その行為を強化する働きをしていることを理解させる。
 - ・ いじめは個人の問題だけでなく、集団全体の問題として対応する。
 - ・ いじめられている者が、自分たちをどう見ていたかを考えさせこれからどうすべき

か考えさせる。

- ・ 学級活動や道徳の学習で、いじめられている者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導する。

(すべての生徒への対応)

- ・ すべて教育活動をととして、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させる。
- ・ いじめを傍観する行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を生徒にもたせる。
- ・ いじめのことを大人に話すことは、人権と命を守る正当な行為であることを生徒に理解させる。
- ・ いじめられる生徒やいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
- ・ いじめ問題で、自分を傷つけたり死を選んだりすることは絶対にあってはならないことであることをメッセージとして伝える。
- ・ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり尊重し生命や人権を大切にする態度を育成する。
- ・ 道徳教育や心の教育を通して、友情の尊さや生きることの素晴らしさや喜びを感得させる。
- ・ 奉仕活動や宿泊行事等の体験活動を通して、人間関係や生活経験を豊かなものとする。
- ・ 学級（ホームルーム）活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けて主体的に取り組むようにする。

エ 重大事態への対応

(ア) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」（資料1）に基づいて対応する。

(イ) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(ウ) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

オ 学校の取組に対する検証・見直し

(ア) PDCAサイクル

いじめ対策年間指導計画（資料2）の取組については、（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(イ) 教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

(ウ) 迅速な情報の共有

スクールカウンセラーによる相談活動（週1日）・定期アンケート（記名式年6回）・定期相談活動（年6回）の情報は早急に全職員で共有し、現在の取組を即時見直す体制をつくる。

3 インターネット上のいじめについて

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフ（プロフィールサイト）に、特定の生徒の誹謗・中傷を書き込むいじめが問題となっている。下記に、その事例と対応方法を記載する。今後も、新たな「いじめ問題」への対応について順次追記していく。

A ネット上のいじめ

(1) 事例

①(ネット上に個人情報を無断で掲載)

- ・ 掲示板やブログ、プロフに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために迷惑メールが届くようになる。
- ・ 容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったケースがある。

②(特定の生徒になりすましてネット上に掲載)

- ・ 特定の生徒になりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の生徒の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載する。そして、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害を受ける。

③(メールでの「ネット上のいじめ」)

- ・ メールで特定の生徒に対して誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の生徒に送信する。
（インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため、いじめられている生徒には、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。）
 - ・ 特定の生徒を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、チェーンメール（複数の人物に対して送信するように促すメールのこと）を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがある。
 - ・ 第3者になりすまして、「なりすましメール」で誹謗・中傷の書き込み等を行う。
 - ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込み等を行う。
- (2) ネット上のいじめへの対応
- ア 内容の把握
- ・ 誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトする。
- イ 掲示板等の管理者に削除依頼
- ・ 掲示板のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探し、該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名・内容等の事項を書き込んで、送信すると、管理者にメールが届く。（先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。）
 - ・ 掲示板等のプロバイダに削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。
- ウ 外部機関との連携
- ・ 必要に応じて（児童相談所・市教委・警察など）と連携し適切に援助を求める。
- (3) 生徒への指導のポイント
- ・ 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
 - ・ 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。